

平成27年度第3回東久留米市地域自立支援協議会

平成27年11月24日

【地域支援係長】 定刻になりましたので、まだ全員おそろいではないですが、始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。平成27年度第3回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

早速ですが、最初に資料の確認をお願いいたします。お手数ですが、資料番号を各自ご記入いただきたいと思います。今回は第3回の自立支援協議会になりますので、まず表紙の「次第」の右上に、3-1とご記入ください。次に、「第2回相談支援部会報告」というものに3-2。次に、「平成27年度第2回住みよいまちづくり部会報告」というものに3-3。次に、「ニューズレター原稿の作成について（依頼）」というものに3-4。「平成27年度東久留米市地域自立支援協議会主催研修」というものに3-5。次に、「障害者の方の手当等一覧表」というものに3-6。次に、「平成27年度第3回東久留米市地域自立支援協議会席次表」に3-7。追加で資料をお配りしているんですけども、「障害者差別解消法」、両面で4ページのものに3-8とご記入ください。資料があるかご確認ください。配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

本日は、日高委員、馬場委員は欠席との連絡がありました。高原委員は遅れて来るそうです。河野委員は、今、連絡中ですので、しばらくお待ちください。

それでは、会長、お願いします。

【委員長】 それでは改めまして、皆さんこんにちは。お忙しいところ、どうもありがとうございます。第3回東久留米市地域自立支援協議会を始めます。

本日は、報告事項2点、協議事項2点です。終了は5時の予定です。

最初にご発言の注意事項です。毎回で恐縮ですが、発言のときの注意をお話いたします。1つは、議事録を作成いたしますので、ご発言の際はお名前を最初におっしゃってからご発言をお願いしたいと思います。2つ目としては、手話通訳をきちんと行えるペースでご発言をお願いします。

それでは、早速報告事項です。先に住みよいまちづくり部会の報告です。部会長、よろしくお願いします。

【委員】 住みよいまちづくり部会は、11月6日、さいわい福祉センターで行いました。一応出席者はこのメンバーです。一応内容についてはここに

書いてあるんですけども、1つは防災についてということで、聴覚障害の委員さんのほうの提案もあって、情報保障をどうしようかというところで、手話通訳、ボランティアを備えた避難場所の検討をお願いしたいということで、意見としては東西南北4カ所の一次避難所に手話ができる方がいたらいいんじゃないかという話が出ました。

障害福祉課のほうからは、初期の段階は市が対応するんだけど、一応そのときは拡声器等の音声だけじゃなくて、掲示も必要と考えると。その後、避難所の運営はそれぞれの地域の人たちが担っていくということになっていくので、そのところをどうするかというのが一番の大きな課題だろうということがありました。

意見交換の中では、メールが使える人、使うことができない人もいるので、情報保障ができればある程度避難所で過ごす。このところでは、特に訓練のときにやはり情報保障を前提とした訓練ができるようにしていかないといけないんじゃないかなという声も挙がっておりました。手話ができればいいが、コミュニケーションが難しいと。日ごろ聴覚に障害のある人のことを知っていただくことも必要という意見がありました。

もう一つ、差別解消法についてなんですけれども、4月1日から解消法が実施されるということになっています。それを周知していこうということで、市報や市のホームページ、市報の折り込みチラシなどを使ってやっていく。民間への周知も大事ですよということで、話をしました。

意見交換としては、差別解消法に特化せず、差別解消法という言葉はすごく難しい言葉なので、やはり障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、こういう差別解消法のような法律ができたんですよというようなわかりやすい視点で言っていないといけないのかなと出ました。

障害福祉課のほうでは、商工会を通して各商業施設にステッカーを張る取り組みを既に社協で行っているので、そういうことを参考にできないかということで、特に商工会のステッカーについては市民の方もご存じの方も多いため、うまく活用できたらいいんじゃないかなという話がありました。

今後の方向性としては、特に教育関係は差別解消法については結構考えなければいけない部分もあるんだけど、例外事項もあるので、ちょっとそこら辺は保留も一応考えていかなきゃいけないかなと思っています。①、②、③、④を具体的に進めていくと。

あと、事務局会で話が出たのは、差別解消法は基本的には行政機関はもう義務化になっていますので、本来ならば市役所全体でやっていくのが筋なんですけれども、どうしてもやはり、今、東久留米の場合は障害のことは障害福祉課み

たいな感じになっちゃっているんで、そのところはちょっと考えなきゃいけないかなというところで、本当に義務化になったら、公共機関についてはもう罰則規定が入ってくるので、そこら辺はまた皆さんとも検討しながら、差別解消法が単なる障害福祉課だけの問題じゃなくて、全庁挙げてやっていけるような仕組みづくりを考えていかなきゃいけないのかなというのは話が出ました。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。主には差別解消法と防災のことですが、何かご意見・ご質問ございますか。議長から恐縮ですが、市報に1回掲載するということは決定されたことでしょうか。

【委員】 そうですね。

【委員長】 わかりました。

【委員】 ただやはり言葉、市民の方にわかりやすいような言葉をどうつくるかというのは、一応たたき台をつくっていただいて、それに対して意見を言おうかなとは思っています。何かその点でいいお知恵があれば、会長さん、ぜひよろしくお願いします。(笑)

【委員長】 その11回ですが、11人がリレーで市報に書くというイメージでしょうか。

【委員】 いや、そういう感じじゃないんだよね？

【管理係長】 そうですね。同じ方が2回という可能性もあるとは思いますが、基本的には各障害をお持ちの当事者団体の代表の方なりに執筆をしていただいて、それぞれ障害の特性によって必要とする合理的配慮であるとか、市民の方に伝えたい思いというのはそれぞれ違うと思うので、それぞれの立場で差別解消法や合理的配慮についてコラムを書きいただけたらなと思っています。

【委員長】 わかりました。

【委員】 すみません。ちょっと誤解していたので申しわけない。そういうことなので。

【委員長】 毎月市報に差別解消法原稿が掲載されている市報というのも、立派な市報だなと思いますけれども。

【委員】 そうですか。

【委員長】 そうだと思います。それでは続きまして相談部会報告、部会長をお願いします。

【委員】 申しわけありません。

どうも。ちょっと遅れてしまいまして、本当にまことに申しわけありませんでした。

相談支援部会の報告ということで資料の方につけておりますけれども、11月5日木曜日2時から4時まで、市役所の205会議室で行いました。出席者につきましてはここに書いてあるとおりです。

まず最初に、計画相談事業所での仕事の進め方の議論をしたほうがいいのではないかということが、この第1回の相談支援部会の中で話されまして、その関係で、まずその仕事の進め方について各事業所のほうからお話を聞きました。

それで、幾つか問題点なんかも挙がってきたんですけども、計画を作成したときに親御さんとのやり取りに時間がかかるということが、能率的な問題として挙げられました。それから、請求がスムーズにいかない、システムづくりが大切ということで、非常に大勢の方を、実際にサービス利用計画をつくり出す時期というのは、一時期に固まるというところもあれば、年間ではばらけているところもありまして、そういったところで請求ですとか管理がスムーズにいかなくて、さらにモニタリングなんかも入ってちょっと難しい点があるということで、そこら辺がうまくいくようなシステムづくりが大切ということがありました。

あと、市外の方の計画作成を頼まれるときもありまして、東久留米市出身の方が他市のグループホームに入っているとかいう場合ですけども、そのときにまず、行くまでに時間がかかるということと、それから行ってすぐ訪問や利用者のことがわかるわけではないというところがありまして、そういった課題があるということなどが出されました。各事業所で使われています管理様式なんかも見せていただきまして、私ども、事業所としては非常に参考になったなというところではありました。

次に、前回の自立支援協議会の報告をしまして、それから、3番目としまして、今年度の部会の進め方について話をしました。

まず、計画相談との関係ということですけども、昨年度までは計画相談を進めることが主目的で、そのための情報交換ですとか事例検討を行ってきたんですけども、部会のほうの参加者というのは計画相談をやられている事業所だけではなくて、ハローワークの就労関係の方ですとか、社会福祉協議会の方、保健所から来ていただいたり、民生委員として来ていただいたりということで、事業所でない方と、それから事業所の方が混在しておりまして、あまり事務的なことに偏ってしまうと、ちょっとその方向が本来の相談支援部会としていかなものかという意見が出ました。

それで、年4回で何ができるのかというのは疑問であって、むしろ計画相談に特化するのであれば、もう少し別の施設代表者会議とか、そういった別のところでやったほうがいいのではないかという意見が出ました。

その次の一般相談の話と計画相談の話も、ちょっと方向性とかメンバー構成も違う。計画相談をしていない事業所は、むしろそういったところで、これは計画相談と一緒に議論することのプラスの意味ですけれども、客観的な意見を出せるのではないかというお話がありました。

それから、2番目に相談支援部会で議論したい内容ですけれども、これはちょっと自立支援協議会のほうでもまた諮っていただきたいということだったんですけれども、1つには地域の掘り起し、引きこもりや在宅の方などの問題がありまして、そういう場でありたいということですか、権利擁護、就労支援等の情報交換が大切ですがけれども、それは相談支援部会でやるべきことなのかどうか。

また、以前清瀬特別支援学校のコーディネーターが地域を回り、就学前の対応ができていたんですけれども、子ども家庭センターもいっぱいばいばいで、障害はわかきで、と問題事例があふれていて、計画相談をすることによって見えてくる部分がはっきりしてきたけれども、整理ができていない。行政の中で連携がとれなくなっている。組織的に連携する必要があるというご意見も出ました。

フォーマル、インフォーマルを含めて、地域全体の課題の掘り出しができたらいいいということですか、利用者が利用している事業所の話を知ったり、違う障害の困難さがわかる場ではあると。事例検討を進めながら、一人の方が必要なサービスを考えて具体的に進めていくということには意義があるのではないかという、そういった内容についての議論がありました。

あと、方法、手法についてですけれども、福祉計画の中で相談にかかわる細かい部分を話し合い、次の計画に向けて話し合うことも大切ではないかとか、部会で困っている点の洗い出し、これを協議会に提案して、次の福祉計画に反映していくという部会としての役割、またそういうやり方が大切ではないかというご意見がありました。

あと、テーマがないと内容がないものになってしまう。実務者同士、市全体の内容、テーマに応じてメンバーを分けてもいいのではというご意見も出ました。また、福祉の縦割りの体制の解消になればというご意見もありました。

あと、それ以外の意見としまして、基幹相談支援センターの設置はどうなっているのかという、これは質問ですけれども、そのことですか、あと本人部会をやられている他市、他の自治体ではありまして、そういうところがあれば話しやすいのではないかとか、児童発達センターがないという――これは基幹センターの役割かもしれませんけれども――ことですか、就労支援部会がないので、相談支援部会の中でやっていくこともあり得るのかということ。

ということで、今後の進め方については、協議会での協議を受けて事務局に一任して検討していただきたいという形になりました。

研修については、今年度は講師等について話し合い、実施は来年度くらいがよいのではないかとということでした。

今回は1月19日、来年度に行うという形でした。

【委員長】 質問や補足はございますか。この後また幾つか提案していただくということでしょうか。

【委員】 はい。

【委員長】 特に質問ないようですので、これで相談支援部会の報告をおしまいにしたいと思います。その他、何か報告ありますか。ないようですので、協議事項に移ります。議題には「部会についての検討」とあります。今年で本協議会ができて2期目の2年目、計4年目になります。部会でも議論を進める中で、幾つかの成果や課題が出てきておりますので、これまでの部会、今後の部会について意見交換をしたいと考え、この議題が入っております。

まずは委員からご提案があるということをお願いいたします。

【委員】 はい。

部会の報告の中にあつたことですが、これは前回の自立支援協議会の際にも、その部会のメンバーについてどうするのかという議論がありまして、そのことにも関係するんですけれども、これは部会でのご意見とかをいただいた中で検討しまして、ちょっと個人的に思ったところなんですけれども、1つは計画相談につきましては、今まで相談支援部会の中でやってきたんですけれども、これはもう少し実務的な性格も強いので、相談支援部会とはちょっと別の形でやっていただくような形に整理していったほうがいいのではないかとことを思っております、そのような形のことが1つ。

それから、もう一つは部会のメンバーなんですけれども、今、こちらの自立支援協議会のメンバー、プラス計画相談事業所から5団体程度入っていただいているんですけれども、今後その相談支援を進めていく中で、いろいろな課題とかテーマが出てくるかと思うんですけれども、やはりそのテーマに即したオブザーバーの方に参加をしていただくと、より議論が活発になって内容が深まるのではないかとと思ひまして、そういった点ではオブザーバー参加を可能にさせていただきまして、部会で話し合つて、最終的には会長名でそのオブザーバー参加をお願いするというような形にさせていただいてはどうかというその2点。

計画相談が別グループというのと、オブザーバー参加について、ちょっと検討していただければなと思っております。

【委員長】 相談支援部会長としてのご提案でした。

1つは、相談支援部会の検討内容は本来であれば計画相談だけではないはずだけれども、実際では、これまでは計画相談を中心に議論してきた。そろそろ、計画相談は別で検討し、この部会では相談を広げて議論したいということです。また、その際は専門の領域が多様なので、一回一回のテーマごとでオブザーバー参加を部会員とは別に認められないかということです。

【委員】 はい。

【委員長】 それでは、相談部会員の方に補足のご意見等いただければと思います。

【委員】 はい。

やはり計画相談を進めるためというのがメインの目的というか、そういうのもあったので、メンバーを見ても、ここの協議会のメンバー以外だと、やはり計画相談をやっている事業所だけなんですね。

それで何となく2年間、2年、3年やってきたんですけど、計画相談がそれぞれの事業所でそれなりに動くようになって、ほかの事業所も計画相談をやっている事業所も増えている中で、ここのメンバーだけで計画相談の話をして市全体の向上にはつながらないかなと思うので、やはり計画相談は計画相談の部会というか、それが協議会の部会なのか、施設代表者会の部会なのか、また全然別なのかというのは考える必要があると思うんですけども、計画相談は計画相談として、やはり相談支援部会の中で計画相談をやっていく中で、いろいろ課題が見えてきて、1人の方が地域で生活するために何が足りないのかなというのが見えてきて、じゃあ、そのためにどういうことが必要かというのを次の福祉計画に載せられるような話し合いができる場であればいいかなというのが、先日とかの話し合いの中で私が感じたことでした。

【委員】 計画相談の部会のあり方そのものについては、今、両委員がおっしゃったところが、相談支援部会の中で話されたことかなと思うんですけども、すみません、もう一つ、会議録には入っているんですけども、他市の自立支援協議会の各部会の構成だとかいうのが、前回の相談支援部会の資料で出ていたと思うんですが、その中で就労支援部会だとか、働くに関する部会って東久留米にはないですよっていう話。

それがなくてその内容を必要だから扱おうとすると、相談支援部会になるんだけど、相談支援部会で今でさえいろいろな方向にやるのがたくさんあると言っている中で、扱う内容なのかしらっていう話もあって。ただ、必要、東久留米市として考えていかなければいけない内容であると思いますし、特別支援学校の高等部進路担当の立場で参加しておりますので、そう考えると、相談支援部会と呼ぶべきなのか、働く部会と呼ぶべきなのか、そういったもの

が必要なんじゃないかなあという話も一旦挙がっていたと思います。

挙がり方としては、そういう内容を相談支援部会の中で扱うべきなのかどうかという話だったとは思いますが、部会の扱う内容もさることながら、ほかに必要な部会はないんであろうかという話も出ていたかと思いますが、検討するかどうかはまたお任せしたいと思いますが、必要度はあるんじゃないかなと感じて、相談支援部会に参加させていただきました。

【委員】 はい。私のほうも参加して間もないのでわからないことが多いですけれども、逆に参加したところで、特に部会の協議に参加した中では、やはり計画相談の内容的なことよりも、事務作業的なことにやはりちょっと関心とかが集中してしまっていて、その計画相談という言葉の中のどちらかというところ、計画的にフォーマットをつくっていくというところの話にどうしてもなってしまうところもあるので、もう少し事例的なものでもよいと思うんですけれども、実際に相談にふさわしいような内容での協議がもう少し部会で示していただいて、その中で計画相談の大変さというのも含めて、全体会のほうに訴えていけるような構成にすると、もう少し年3回か4回の回数での部会での役割が果たせるのではないかなと感じたところではありました。

【委員】 本人部会は、今、つくらないから、もうちょっと本人部会を入れて、委員会なんかにも参加できるようにしたいと思います。

【委員】 私も相談部会のメンバーに入っているんですが、申しわけありません。業務所用の関係で、部会のほう、実際出席しておりませんで、全くお役に立てていない状況で申しわけないと思っております。

三鷹のハローワークの管轄で、武蔵野市と三鷹市のほうでもやはりこういう自立支援協議会ってあるんですが、私、そちらのほうも申しわけなく思っているんですが、全体の協議会だけの参加だけ、まだ部会のほうも出ておりませんので、そちらの三鷹市、武蔵野市で部会のほうも参加していれば、そちらの参考となるようなお話もできたのかなとは思っていたんですが、そちらも参加できておりませんので、参考になるようなお話はできないんですが、ただ個人として思う場とすれば、やはり相談支援部会で計画相談の話を進めて、やはり相談支援部会だけではなく、就労支援部会という名前が正しいのかどうかはわかりませんが、そういったものもあって、やはり協議会の中の就労についてのそういった部会の何か議論をして、役割を果たすべきなのかなとは個人的には思います。

すみません。簡単ですが、以上です。

【委員長】 三鷹や武蔵野も相談支援部会を置いているのでしょうか。

【委員】 そうですね。

【委員長】　　そこで行われている内容も計画相談が中心でしょうか。

【委員】　　すみません。そちらのほうはわかりません。ごめんなさい。

【委員】　　いいですか。私の知り合いの他区のところの自立支援協議会で聞いてみたんですけれども、やはり相談支援部会は、最初は計画相談を結構テーマにしてやってきたということでした。だけど、今年になってからは、その計画相談はまた別個に、その自立支援協議会とは別にネットワークとして、その実務的なレベルの話とかということによって別に委ねて、自立支援協議会の相談部会は、その区内の使えるサービスが本当にどんな形で実体あるのかということを中心にピンポイントで来ていただいて、さっき委員がおっしゃっていたみたいにそのテーマによって必要なオブザーバー参加というやり方だと思うんですけれども、そういう形で来ていただいて、委員の中でその区内の情報共有をいろいろな角度から図る。それでどういうサービスが使えるのかとかいうのを、今、やっているよというのをちょっと午前中リサーチしてきたんですけれども。

それが1点と、あと、自立支援協議会の部会って何だろうって考えるときに、ちょっとその24年度の自立支援協議会設置要綱というのをプリントアウトしてみたんですね。そうしたときに、「協議会は次の事項について協議を行う」というのが幾つかあって、相談支援事業に係る中立公平性の確保に関するとか、関係機関によるネットワークの構築とか、社会資源の開発及び改善に関するとか、あとは福祉計画とかあるんですけれども、計画相談はある程度もうちょっと横に置いておいて、そういう計画相談の中から見えてきた課題を今度は少し委員の中で整理をされて、それで社会資源の開発とか不足している部分があるとかいうのを相談部会の視点から整理するというのもあるし、きっと住みよいまちづくりのほうは、また防災とかそういうところから地域の課題とかを整理していったというふうになって、それが社会資源の開発とか改善に関することにつながっていくとか、ネットワークの構築につながっていくとかってなるのかなとちょっと思いました。

それを考えると、委員がおっしゃった実務レベルはまた別ということと、部会のメンバー構成についても、オブザーバー参加でピンポイントでということも私はいいかないと思いました。

【委員長】　　幾つかのご意見が出ました。相談支援部会については、もともとのスタートは計画相談がちょうど始まる時と重なり、それを重点的に行わなければならない中で出発しました。これは東久留米市のみならず、他市でもそうだったというご意見をいただきました。それが一定軌道に乗った現在、計画相談のような実務的な検討会と、相談支援部会を切り離して位置づけたらどうかという意見だと思います。

【委員】 そう……。

【委員長】 もう少し具体的な何かアイデアはお持ちでしょうか。例えば切り離す計画相談をどう置くとか、相談支援部会のメンバーは、今期までは今の体制でやりながら次期は検討するなどです。

【委員】 確かに時期的には今年度もう始まっておりますので、今年度はこの体制で行って、次期からそのように整理ができるとすっきりするかなと思いましたが。

あと、計画相談の今後については、施設代表者会の分会としてという案なんかも出てはおりますけれども、まずは位置づけ、もう少し何かの分会という形ではなくて、計画相談として進めていくという形ですと、比較的進めやすいというメリットもあるというご意見もありましたので、さしあたりはそういうような計画相談の連絡とか情報交換の場としてできるといいのかなと思っております。

【委員長】 計画相談に焦点を当てた検討会をまず独立させるという方向でよろしいでしょうか。時期としては今年度いっぱい現体制で進め、来年度、期が変わったときに新しい部会の形にするというイメージでよろしいでしょうか。

【委員】 どうでしょうか。

【委員】 メンバー的に同じなので、そういう方向で、あと就労のほうはどうなるかなという感じですかね。あと、その計画相談のネットワークはどこで音頭をとるのかというところが疑問なんですけれども。

【委員長】 はい、ありがとうございます。今、2つ出て、1つはもし新しく計画相談の何かそういうグループをつくった場合に、どういう位置づけにしていくかということですが、委員、例えば何かございますか。先ほど施設代表者会議の一つのワーキングとは言わないですけれども、一つ何か関係するグループに位置づけていくとかいうような案も出ましたけれども。

【委員】 そういったやり方も方法として1つあると思いますし、あるいは地域生活支援センターが東久留米に2カ所ありまして、計画相談といいましても相談の一つのジャンルですので、生活支援センター、さいわいさんですとかメルクマールさんとか、そういったところは一般相談もやられていますし、また計画相談もやられておりますので、そういうところを一つの核として、特定相談をやられている事業所と一緒に検討していけるといいのかなと思っておりますけれども。

【委員長】 幾つか意見が出ましたが、例えば、施設代表者会議と関係づけて位置づける案とか、地域生活支援センターとつながりながら行う活動にシフ

トする案などが出ました。次の部会で検討していただくこととなりますが。

【委員】 そう……。すみません。今日はメルクマールさんはいらっしやっ
ていないんですけれども、そのあたりのご意見もちょっと。

【委員】 どこが音頭をとるかという話ですよ。

【委員長】 音頭をとるというよりも、どう位置づけるかを考えたほうが
いいと思うのですが。

【委員】 それは関係機関とか、あと市障害福祉課で、全体の役割分担の問
題だと思うんですね。それなので、ここで、じゃあ、うちがやるのが正しいと
思いますとか、嫌ですとかいうものでもないかなと思います。

ただ、いろいろなネットワーク会議が少しずつできてきている。就労も2カ
所の就労支援室とタイアップして出来ていますし、従前から日中一時支援事業
所の会議もあつたりするので、そういうものが、うまくバランスよくいろい
ろな市内の事業所の中で役割分担しながらやっていけるような形ができていけ
ばいいと思うんですね。

だから、それは相談部会でどこが担うかというのを話すというよりも、障
害福祉課とか関係部署とかそういうところで揉んだらどうでしょうか。もし自
立支援協議会の相談部会から切り離す、だけでもそういう会議を何とか設置し
ていきたいということが決まったら、それはまた相談部会に戻してみるという
のはどうなんでしょうかね。

関係者でもんで、どこがというふうな、あとどういうやり方がいいのかとい
うのもあるかもしれないんですけれども。答えになっていないですか。

【委員長】 基本的な方向としては、まず計画相談については相談支援部
会からは切り離す形の一つのグループを置き、そのあり方については、関係
者で今後詰めていき、今年度中に決定していくというイメージでよろしいで
しょうか。

【委員】 すみません。

相談支援部会のほうでも5事業所の方が出られていますので、その中でも少
しあわせて検討して……。

解決をといますか、案を出していきたいなと思っております。

【委員長】 参加されているその5事業所が、計画相談となればその中心と
なると思いますので、次の相談支援部会等で少し検討していただければと思
います。そういう形で、来期はその部会をつくっていくとしたいと思いま
す。

あわせて、相談支援部会の中身ですが、就労支援の問題であるとか、本人
関係の問題などいくつか出されたものについて、どこまでどのように含めら
れるかになります。記憶によれば、この自立支援協議会は、規模的に言っ
ても2つ

程度の部会が体力的に適切な部会数だということでスタートしたと思います。そうした中で、部会をもっと増やすのか、それとも現在ある部会の中で、先ほど挙げた点を位置づけていくのかということが重要になります。例えば住みよいまちづくり部会では、本人関係の問題などもテーマして扱っていると思うのですが。

【委員】 基本的に多分テーマ的にいろいろな障害の方がいるというところで、その本人に視点を当てるといふ部分が重複する部分でもあるかとは思いますが、基本的にはやはり市民の方がわかりやすくというのは、多分住みやすいまちづくり部会の大きな柱だと思うんですね。そこと、この相談支援という障害のある一人一人がどういうふうにもこの地域で暮らせるかというその相談ということと、ちょっとまた違うのかなという気がするんですけども。

【委員長】 新しい相談部会で検討したテーマなどはございますでしょうか。

【委員】 その分野について、就労が入るのかどうかというのはちょっと何ともわからないんですけども、1つには地域資源の問題ですとか、福祉の制度でちょっとそこでうまく解決できない課題ですとか、そういったものを相談支援部会の中で見つけ出してといいますか議論をして、それを全体会のほうに提案していくという役割がやはり一番中心的に大切かなと、このところちょっと思いまして、そういう点では、やはりいろいろな現場の人から聞いて課題を抽出して、それをこの全体会とかに提案をして、できるだけよい方向に進めていくという作業が一番中心で、あとはさまざまいろいろな個別の難しい連携を必要とする事例ですとか、また苦情の問題ですとか、そういった問題を検討していくという役割なのかなとちょっと思っているところなんですけれども。

ですので、就労ですとかそういったものも、テーマ的には扱えるのかなとは思いますが、その辺が全てエリアになるのかどうかというのは、ちょっと定かではないですが。

【委員】 よろしいでしょうか。

すみません。特に1つ部会を新しく立てて何かをするというところまで、ひょっとしたら考えなくてもいいのかもしれないんですけども、少なくとも今後、清瀬特別支援だけではなく、高等部を卒業して福祉もしくは企業に進む方がどのくらいの数、高等部なりその下の学部にて在籍をしていて、手帳の度数等がわかれば、一定のどんなサービスを卒業必要とするかというところも、目安でしかありませんけれども、出てくるとは思うんですね。

そういったところをどういうふうにも把握して、例えば市内のB型であれ、生活介護であれ、いろいろな事業所の定員数との兼ね合い、今後必要とされるものというところは検討していく、もしくは必要だということも認識していると

いう状況はつくっていったほうが、働く部会を立てる立てないは別にして、自立支援協議会としては建設的なのかなど。それを相談支援部会が担えるかどうか。もしくは市がどこかの形、福祉課なりが担ってそういう皆調査みたいなものをするだとか、そういったところはしていったほうがいいのかなとは考えます。

【委員長】 東久留米市の在住で清瀬特別支援学校に通っている児童生徒数と、B型や生活介護との数のマッチングの調査等を行う必要があるというご提案です。そういうデータはまだないのでしょうか。

【委員】 いいですか。

話の内容としてはよくわかるんですけども、やはりこの権利条約が施行された中で、当てはめていくようなことってというのはなかなか避けたいなと個人的には思うんですね。

基本的には行政がそこら辺はやる責任があると思うので、やはりそこはやればいいと思うし、やはり相談支援というのは一人一人をどう大事にするかという、やはり障害の人に視点を当てて、その人が、じゃあ、就労でどう困っているのか、学校卒業後どう困っているのかというのをやはり一つ一つ丁寧にやっていくということを柱にしていけないと、何か、今、これだけの人数がいて、これだけの受け皿があります。じゃあ、どうしますかという施策的なところは、やはり障害福祉計画に基づいてしっかりと行政が責任を持ってやる。

それに対して、自立支援協議会全体会がしっかりと意見を言うみたいな、そして部会は、一人一人の障害のある人たちの状況を把握していくみたいな仕組みになっていかないと、役割分担が見えてこなくなるのかな。何か全部自立支援協議会が責任を持ってやるというふうになるのかなという気は、個人的には思うので、この辺は整理していただけるとありがたいなど。

【委員長】 行政としてはいかがでしょうか。今のような基本的な資料データ等の収集については。例えば、今具体的に出された、特別支援学校に在籍する児童生徒数と、将来的に必要となってくる福祉就労の数とのマッチングなどはありますか。

【福祉支援係長】 この障害福祉計画を作成するときに26年5月1日現在という形で、特別支援学校、中等部・高等部を含めた学年ごとの人数というデータはこちらのほうにあります。はい。それは障害者計画の中では、支援学校で中等部何人、高等部何人という合計で載せてありますけれども、この算定の資料とするデータというのは学校のほうから一部いただいているものがございます。

【委員長】 そうすると、先ほどの提案したことに關するデータはあるとい

うことでしょうか。

【福祉支援係長】　そうですね。学年ごとの。ただ、毎年また新たに入る方がいらっしやいますので、それがそのまま全員が持ち上がりというわけではないにしても、一応計画をつくる時のデータというのにはもらっております。

【委員】　委員が言われたことは、まさにそのとおりだと私も思っております。要は市のほうがデータとして持っていて、それが福祉計画にどう生かされているか。そこで整合性を見たときに、こういうデータがあるのに福祉計画にうまく反映されていないということであれば、この全体会の場で意見を申していくというのが適切な方法だと思っております。

今、福祉支援係長様からあったように、もし市としてそういうデータがあるのであれば、年度ごとのものというのが提出されて、福祉計画にどう生かされているかというのがこの会議の場で毎年明らかになっていくのであれば、次の福祉計画にどう生かしていくかだとか、学校の状況も、恐らく学校の委員が入っていれば話せると思うんですね。今年度の3年生ってこういう状況ですというのが、東久留米在住者はこんな状況ですというのが話せると、また非常に建設的な場になるのかなと思うので、あくまで就労支援部会がないというところで、可能なところは先ほど言ったような話をさせていただきましたが、今、お話があった流れができるのであればそれでしかるべきかなと思いますので。

はい、ありがとうございます。

【委員】　今回の障害福祉計画の見直しの中で、数値的なところは表で追えるんですけども、その数値の中に隠れている具体的な姿がやはりなかなか捉えられないというところをやはり相談支援が担っていくと、ありがたいなと。もうちょっと立体的に一人一人の姿がわかるのかなという思いで発言させていただきましたので、よろしくをお願いします。

【委員】　私も。委員が言われたことは、数的な点だけで足りているとか行けるとか、そういったものも一つあると思うんですけども、もう一つはその生徒さんが、私どもの作業所にも何回か見学に来ていただいたこともありまして、知的な課題と、それから精神的な課題を持っておられる方も結構いらっしやるといことで、そういう点で今までの知的障害を対象とする事業所にはちょっと合わないタイプの方もおられて、それがまた私どもの精神のほうの作業所でぴったり合うのかというと、またそれも合う部分もあればちょっと難しいところもあったりしまして、そういう点で、本当にその一人の人がちゃんと行ける場所が見つかるのかということでは非常に難しい点だと思っておりますので、そういったことを相談支援部会でもテーマにして話し合ったいと思

ますけれども、それで解決ができるのかどうかというのは、ちょっとわからないところもありますけれども。

【委員長】 意見を整理すると、まず数値の問題については、行政が持っているデータをこの協議会で確認すること、次に相談支援部会については個人に焦点を当てて、ニーズ、困難、支援について検討して市全体の福祉に厚みを持たせていくということ、そうした意見だと思えます。これまで計画相談の方法や技術に焦点が当たっていたところを、ニーズの掘り起こし、相談資源のあり方、システム整備、そして実際に困っている人がどういう困り方をしているかの議論が、部会で進められるということでしょう。

【委員】 はい。今、相談部会の部会長が、どう解決できるのかというところに少し話が言われたような感じを受けたんですけれども、解決するかどうかというよりも、そのことをこの全体会に出すことが大事かなと思えますので、やはり一人一人の姿を吸い上げていくということを中心にやっていただけるとありがたいなと自分なんかは思います。

【委員】 ぜひそのような方向で、今まで取り組みがちょっと不十分だったのかもしれませんが、そういった点も大切にしていきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

【委員長】 それでは、今年度は今期の内容とメンバーで継続しつつ、来年度の新しい形を検討していただければと思います。

【委員】 はい。まちづくり部会については、一応1つは防災について。防災については、本当に障害のある人たち一人一人状況が違うので、やはりそこをどういうふうに理解して、そのことを市民の人と共有していくのかということになると思うんですけれども、差別解消法についてはどうお知らせするかということもあって。

ただ、それぞれ個人的にはなるだけ予算とリンクしないような形で考えていきたいなと思うんですね。予算がつかないと行政って動かないんですよ。でも、予算がつくかつかないかで判断するんじゃなくて、やらなきゃいけないことなので、やはりどうやるか。予算がなくてもどうやるか、お金がなくてもどうやるかというところをちゃんと部会の中でも、で、すごくやはり地域の人たちはこれに関心を持ってくれると思うんですね。特に弱い立場の人が避難するとか、そういうところにやはり協力しようという気持ちはいっぱいあると思うので、市内のいろいろな団体に協力を仰ぐということがやはり大事かなと思うので。

差別解消法についても、やはり市民の人にわかりやすいような言葉をしっかりと部会の中で考えていく。わりと民生委員の方とかが言っていたので、

やはりそういう声を大事にしながらやっていきたい。だから、なるべくお金を使わないで進めていくようなところに努力していきたいなと思っております。

(笑)

【委員】 私もそのようにしたいと思っております。協力できたらばよろしくお願いします。

【委員】 お願いします。

【委員長】 市民団体と手をつなぎながら、という意見が出されましたが、具体的なお考え等は何かございますでしょうか。

【委員】 特にそういうことはないんですが、やはり障害部会の中においてみんなと話し合いをして、なるべく障害者の方に協力を求めていきたいと思っております。まだまだ日が浅いので何とも言えませんが。

【委員】 いいですか。この間の話の中でね、やはり差別ってあるんですかというのを率直に言っていただいて、「いや、実はあるんですよね」ということで、そういう意味で具体的に、じゃあ、こういうことですかということをやはり挙げないといけないのかなと思ったんですね。

我々はそのことが、やはり乳幼児から学齢期、成人期って障害のある人が生きてきている中で、いろいろな差別、この中の委員さんも経験されていると思うので、そういうことをしっかりと市民に伝えていくということが大事かなとそのときに感じましたので、そういう意見を率直に言っていただくと、我々が見過ごしたことが見えてくるのかなと思っています。

【委員】 確かに防災となると突然起きることであって、日ごろ心の中では訓練とかいろいろ考えますが、やはり障害者と家族、また周りの地域、本当に連帯を持っていかないと難しいんじゃないかなというのは感じるんですね。

自分だけでは何事もできない。また家族もパニック状態になって、我が家は耳は聞こえます。片言ながら話はできますけども、やはり突然何か地震だとか家の中でも起きちゃうと、大きなものが来ると「うわっ」という感じで、そこで私が慌てちゃうといけないんだと思って、「あ、何か揺れてるよね」とかいう感じで話しながら動揺を抑えていく。それが突然大きな地震が来たり、施設のどこかに皆さんが集まり合っていると、もう本当にこちらのほうもそうですけれども、聞こえないだけにパニック、我が家もパニック。そうすると周りの人たちがどのように手を出していいのかわからない。そういうことが起こり得るんじゃないかな。

だから、日ごろからやはりそういうのを知ってもらうためにも、やはりこの部会はもっとPRしていくほうがいいのではないかな。それでこの間も、市報にこれから載せましょうという話にもなった。やはり皆さん、普通の人は実際障

害を持ってみないとわからないんですよ。だから、そういうのもやはり何か訴えていく。目から訴えるなら市報が一番かなと思うんです。そうすると、複数の方たちが読んでくださる。こういうこともあるんだとか、日ごろわからないことがわかってもらえれば、じゃあ、自分たち健常者は何をしたらいいのか。やはりそういう人たちの考える余地が出てくるのかなということも考えます。

すみません。ありがとうございます。

【委員】 私も考え方は同じだと思うんですけども、特に聴覚障害を持っている私たちは、健康な人と同じように見られる面があって、障害が何かというのはみんなの把握が難しい面があると思うね。例えば失礼ながら車椅子とか目の見えない人たちに対しては、障害が何かというのが、ある面で見れば協力できるのもある程度わかってもらえる面があるけども、私たちは聞こえないと言うと、大概の人は声を大きくしてわあっと耳元で言い立てて終わりです。実際は聞こえない障害は違うということ、これから市民の皆さんに同じようにPRして、大切だと思うんですね。

この前も住みよいまちづくりで話し合ったときも、例えば一つのモデルケースとして、市民と防災の例をやってみたいという市の意見も、私たちもそう思っておりますので、そういうケースを一回やってみて、聞こえない人がもし災害のときに逃げてきたら、どういってお手伝いができるかというのをそこで実習していってもらえればいいなと思っています。

【委員】 防災という一つの取り組みから、知っていただくということにつながっていくことではないかと私なりに理解はしております。ただ、これを住みよいまちづくり部会で始めたとしても、これまでもいろいろな行事、企画等を通して知っていただくというのは、多方面のやり方でやってきたのですが、もう10年、20年、30年と取り組んではきていましたが、まだまだということで、そうは言っても時間はかかるのかなと思いつつ、でも一歩二歩でも前に進めていけるきっかけになればいいかなと考えております。

【委員長】 今日の議論では、住みよいまちづくり部会は市民の関係団体と手を組みながら進めていくということが一つのキーワードであるということですね。

【委員】 はい。

【委員長】 相談部会は、自分らしく生活するのがしんどい人に焦点をあて、その人の生活づくりを支えていくことを進めていくことを柱の一つに、することによってよろしいでしょう。

部会長は、予算とは独立してとおっしゃいましたが、ぜひ予算的保障を考えつつお願いできればと思います。予算的保障があることで物事が進むこともあ

りますので、ぜひよろしくお願ひします。

【委員】 すみません。

すみません。戻って申しわけないんですけども、部会の際にオブザーバーを呼ぶ場合は誰が呼べばいいんでしょうか。

【委員長】 部会の規定は、今、用意してありますか。

【障害福祉課長】 今はありません。

【委員長】 現在の部会については、協議会の委員は、私を除いて必ずどちらかの部会に入りますが、必ずしも専門性が補われていませんので委員外の方にも入っていただいています。そういう部会員とオブザーバーとの違いはもう少し整理する必要があります。

ですので、具体的に詰めていき、要綱のようなものを来年度つくる必要があるとも思います。今のところはオブザーバーを呼びたいという方向は確認したとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】 すみません。

1つには部会のほうで検討しまして、それでこの人に来ていただきたいという人がある程度話し合っ、それでそれがある程度固まりましたら、形式として会長名で招集をして参加していただくというような形も。

【委員長】 基本的にはそのような手続きだと思います。繰り返すように、部会は「手弁当」の会ですので、そのコンセンサスが得られて、担当の事務局で確認されれば、部会長名で依頼するということだと思います。

【委員】 部会長名という方法もあるかと思いますが、あるいは部会のほうで大体決めたら、会長名というのでも。

【委員長】 会長名の場合、本委員会で検討することになりますが。その場合時間がかかり手続きが煩雑になるかとも思います。検討させてください。

【委員】 そう。はい。

【委員長】 いずれにしても、委員としてメンバーになっている部会員と、委員ではない部会員と、オブザーバーという、丁寧な整理が必要になりますので、もう少し詰めて検討したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ここで休憩を10分間とりたいと思います。

(休 憩)

【委員長】 それでは会議を再開します。協議事項2つ目「差別解消法について」です。事務局、ご提案をよろしくお願ひします。

【障害福祉課長】 はい。お手元の資料3-8「障害者差別解消法が制定されました」というパンフレットをご用意いただきながら、お話をお聞きいただければと思います。1回目にお配りしたときにはカラーのものだったんですけ

れども、今、ちょっと白黒ので恐縮でございます。

ご存じのとおり、28年4月1日より障害者差別解消法がスタート、実際に実施がなされます。この点につきまして、現在進捗状況といたしましては、まず国の省庁においては、省庁に勤める職員のかかわり方といいますか、そういったものを定めるところにとどまっております。東京都も、やはり同じようにどういう形でこの法律施行を対応していくかということに、定めを職員の対応についてのみ定めておるといところでございます。

また、先日の東京都26市の担当課長会の中で、各市の状況を聞いてまいりまして、その状況をお話し申し上げますと、各市のほうでも職員の対応要領というものをまずつくると決めているところもありますし、つくるかどうしようか悩んでいる、もしくはどの課が中心でやるかというようなところなど、現在のところまちまちでございます。国のほうのホームページ等を見ましても、28年4月1日までに地方公共団体等と調整をしながら進めていくというような文言が、各省庁のいろいろなところに出ておるところです。

そういう中で、この障害者差別解消法、パンフレットの一番後ろ、4ページ目のところをごらんいただきますと、「障害者差別解消支援地域協議会について」という文言がございますが、各地域にこういったものを設けることができるという規定になっております。

ここにも書いてございますが、さまざまな障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるため、国や地方公共団体の機関がそれぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることにしていますということで、法の定めの中にはこういうことが書かれておるんですけども、この件について、議会の中で、本協議会、地域自立支援協議会の皆さん方にお力をおかりして、これにかわる形で対応できないかというようなご質問をいただいた経過がございます。

近隣にかかわらず26市の自治体にアンケートをとった中で、そういう形で対応される自治体も多いというのが実情でございます。なぜならば、そこに含まれるメンバーがこの地域自立支援協議会のメンバーと、身分というかかわる関係団体がかぶる方が多いところから、あえて別の形で協議会を設けるのではなく、この協議会の中においてご検討いただく、もしくはお話しいただくのがいいのではないかと自治体が多くございます。

私どものほうでも、もしそういう形でご協議できるということであれば、国や東京都、もしくは近隣自治体の動きを見ながらということにはなりますが、ご意見をいただきたいところでございます。

会長、以上でございます。

【委員長】 4月から施行されます障害者差別解消法に規定されている、障害者差別解消支援地域協議会ですが、「できる条項」で義務条項ではございませんが、東久留米市にも設置したい。しかし、本協議会と独立して置くのではなく、一体化して、その機能を一定委ねつつという、同じ委員で実施したいという事務局からのご提案です。

【委員】 ここでやるのはいいんですけども、やはり大体自立支援協議会の回数って決まってるじゃないですか。その回数が同じ回数でやるっていうのはちょっと難しいだろうなと思うんです。やるのであれば、やはりしっかりと増やしてほしいと思います。

それが1点と、1つは先ほどもあったんですけども、国の行政機関、地方公共団体等については、もう法的義務ということになっていますので、そういう意味では自立支援協議会の差別解消法の役割として、市の地方公共団体に対して例えば呼び出しとか、そういう権限みたいなのはきちっとつくってもらわないと意味がないと思うので、そこら辺の要綱づくりについても、たたき台として出していただけるとありがたいなと思っています。

【障害福祉課長】 回数の増加につきましては、議論いただく内容が増えていくということであれば、対応していくことも考えていくこととなります。予算のかかることではございますので、そこは相談をしていきたいと思っています。

それと、行政機関としての指示指導の部分のところでの要綱の設置ということでございますが、例をお出しいたしますと、お店で飲食店のお店に入店した際に、例えば何らかの差別を受けた場合に、そこに対しての是正なり指導なりというのは、この場合には例えば経済産業省のような国の省庁とか、そういうところになってしまいます。ですので、要綱としても、指導ということではなくて何ができるのか、ちょっとこれからまた調べをしていかなければいけないんですけども、何らかの行政指導的なものというのは、この中ではまだ明確な指示というか、確定事項は現状ないので、今の段階ではお答えできませんが、その意味も踏まえまして、各団体もしくは国なりのほうの情報が入り次第、この場にてお話をさせていただき、委員のご意見を踏まえまして、どこまで対応できるのか、それはちょっとその時点でまたお話し申し上げたいと思います。

【委員】 別に経済産業省を呼ばなくても、具体的にやはりこの町で暮らしている中で清掃課とのトラブルがあったときに、例えばコミュニケーション障害の人にきちんと伝わっていないです、じゃあ、そこら辺をちゃんとやってくださいということで、清掃課に来ていただいてしっかり話をするとか、とりあえずそういう行政側が差別解消法について理解していただかないと物事が進ま

ないと思いますので、そういった特に市役所内の法的義務を負った部分については、しっかりとやりとりができるような要綱みたいなをつくらないと、自立支援協議会でやる意味がないのかなと思っています。

【障害福祉課長】 今、委員がおっしゃった、市役所の職員らが業務の上で行う上での理解のない対応という点におきましては、1つには市の中で要綱を定めてというのは、職員の対応要領のことをおっしゃっておられると考えてよろしいでしょうか。

【委員】 いや、どうなんですか。

【委員長】 今の意見を集約すると、市行政として差別解消法に関係する差別があった場合は、もちろん是正勧告、是正が必要です。もっと言えばそういうことが起きないために事前に要綱をつくったり、職員研修等をする必要があります。

【委員】 だから自立支援協議会が差別解消法のことを取り組んでいくという取り組みの中で、そういった理解がないというか、やり取りをすることで理解をしてもらおうというこの協議会でやっていかないと、この協議会のやる意味がないのかなと思ったんですけども。ちょっとわかりにくいですか。

【委員長】 そうしたことが起きた場合、起きないようにこの協議会で対応していくということですか。

【委員】 起きたときでも、PRもそうだけでも、起きたときに、それは清掃課の方が何度も言ったんだけどちゃんとやってくれないと。そのところの調査をしたところ、聴覚障害の方だったと。そうしたら、その場合にはちゃんとファクスとか小さなチラシを入れて、合理的配慮をしてほしいということをお我々が伝えていかないと、清掃課の方たちも困るし、障害のある当事者も困るんじゃないか。そこを具体的に担っていくことを明確にしていかないと、やる意味がないんじゃないのかなと思ったんです。

【障害福祉課長】 わかりました。

【委員長】 そのような規定になりますでしょうか。

行政が行ったことに対して、法的に抵触するようなことがあったときには、委員会で検討して改善策を考えるということ、差別解消の協議会の目的として位置づけるということですが。

【障害福祉課長】 4ページ目のところの「障害者差別解消法Q&A」の一番上のところが、今、ごみ対策課の職員のそうした対応、合理的配慮がない対応ということの場合には、基本的には相談の窓口に出るといったことが考えられますということでございます。

もちろんそこも含めて、私どもが網羅されていない部分をこの協議会でご意見をいただきながら是正していくことは、法の趣旨に基づいては当然やっぴかないといけなひと思ひうんですけれども、そういう意味では先ほど来のお話で、まず法律がありますので、担当している課のほうにきちんと申し入れていただき、是正をいただくということが大事かなと考へております。

【委員長】 もしこの自立支援協議会がその役割を託されるとすれば、結局地域協議会が新たにできるということと同じと思ひますけれども、そうしたときは、解決の取り組みを進めるといふことがこの協議会の目的になりますので、今、出されたことについては検討の事項になると思ひますがよろしいでしょうか。

資料の最後に、この地域協議会の設置の意義が、差別に対する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるとあるので、それを行うとすれば、今ご提案あったように当然この協議会の議題になると思ひます。

【委員】 ただ、その要綱をやはり示していただいて、検討させてもらうということも必要だろうと。

【福祉保健部長】 委員がおっしゃっているのは、今、ご提案した地域協議会の要綱ということですか。

【委員長】 そうだと思ひます。地域協議会の役割をこの自立支援協議会があわせて担うのであれば、会の名称をこのままとしてやるのであれば、この会の要綱も変えてこの地域協議会の要綱を作る必要があるのではないかといいことです。

【福祉保健部長】 今、2つ考へられると思ひうんですけれども、要綱について申し上げると、今の自立支援協議会の設置要綱がございます。その中の協議事項として5項目ほど出ていますけれども、それに一部を追加するという方法が1つ今は考へられます。それからもう一つは、別に今日お話ししている解消支援地域協議会の要綱を新たににつくる。ただ、構成される方は同じメンバー。その辺がありますので、そこはもうちょっと協議させていただく。手法としてはちょっと検討させていただきたいと考へておりますけれども。

【委員】 それを検討していただければありがたいと思ひます。やるのであれば、やはり意味のあることをやらないといけなひと思ひうので、やはりこの協議会の差別解消支援地域協議会の目的はしっかり明記したほうがいいと思ひうし、もし自立支援協議会の中で項目として起こすのであれば、起こしたなりのその目的もししっかりと入れてやっぴていく必要があるのかなと思ひていますので、検討していただいて、それをまたこの場で皆さんとお諮りできるような機会を設けていただけるとありがたいと思ひています。

【委員長】 それでは、この協議会の中に内容を含めて新たに要綱に変更するか、あるいはメンバーは同じだけれども要綱を別途つくるかということは、事務局のほうで検討していただいて、ここで確認できればと思います。

【委員】 すみません。

ちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、基本的な点といいますか、この障害を理由とする差別なんですけれども、これは例えば私どもも事業所ということでやっていますけれども、そういうときに採用に関して、障害を理由とする差別もこれを禁止するという形になるものなんでしょうか。サービス提供というふうには書いてあるんですけども、ちょっと不勉強で申しわけないんですけども。

【障害福祉課長】 雇用に関してはまた別の法もあるかと思いますが、そこはそれぞれのルールの中できちんとお互いの理解が必要になってくるかと思えますけれども、具体的に雇用というか採用に関してというところになる直接的には職務の形態にもよるかと思いますが、むしろこの社会的障壁をなくしてというような趣旨のところでは広くはもちろん入ってくるかもしれませんけれども、具体的にはその辺はケースバイケースになるかなと思いますので、適用法律というのはここになってくると思います。

厚生労働省から、事業者の方への対応についての基本指針みたいなものが出ております。ホームページで私も確認したんですけども、その辺の内容をごらんいただくということが一つの参考になるかなと思いますので、すみません。ちょっと情報の提供が遅れて申しわけなかったんです。

【委員】 ありがとうございます。ちょっと初めての法律ですので、すみません。戸惑いもありまして。

【委員長】 私もこれから勉強しなければならないのですが、合理的配慮を行うことで障害のない方と同じように働けるはずなのに、その合理的配慮をしないということを理由に採用されないのであれば、当然差別に入ることなのだと思います。

よろしいでしょうか。それでは協議事項については、以上でございます。

ここから「その他」のことを、残り時間でよろしくお願いします。

まず、ニューズレターについてです。事務局お願いします。

【地域支援係長】 はい。ニューズレターの原稿について、今年度もニューズレターのほうを作成させていただいて、発行させていただきたいと思っていますんですけども、昨年度は計画づくりの方で皆さんに原稿を作成していただきました。今年度においては、この3-4の資料を見ていただきたいんですけども、内容としては「今期の地域自立支援協議会委員として感じたこと」、ま

たは「今後の地域自立支援協議会に望むこと」の2つのテーマで、150字から200字程度で委員の方々には作成していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと、提出期限なんですけれども、今年の12月18日金曜日、5時期限厳守でよろしくお願いいたします。

提出方法なんですけれども、お手紙、Eメール、ファクス、窓口持参、どれでも構わないです。書類自体は任意の様式で構いません。

提出先は、障害福祉課窓口か郵送、Eメール、ファクス、窓口持参です。よろしくお願いいたします。

今、差別解消法のお話があった続きで、ニューズレターの方に今年度は差別解消法についても紙面を割いて載せられるようにしたいと思っております。なるべく多目に発行して、いろいろなところにお配りできたらと考えております。

何か質問はありますか。

【委員】 すみません。昨年度もこうやって委員から言葉を載せるというパターンでやられたんですか。

【地域支援係長】 そうなんですけれども、昨年度は計画づくりがあったので、委員の方に計画について書いていただきました。

【委員】 ありがとうございます。ちょっと初めてのことなので、昨年ものをちょっと見せていただければ、大変助かるなど。

【地域支援係長】 はい、わかりました。

ほかに質問はございますか。

【委員長】 前回差別解消法を市民の方々に知っていただく媒体として、今年度は予算がなかったということもあって、このニューズレターが一つの可能性だろうということを議論したと思います。差別解消法について重点的に何か物載せるということでもよろしいでしょうか。

その場合、どなたが書くかということです。どなたか委員の中で自分が書きますという方いらっしゃればぜひお願いしたいのですが、いらっしゃらない場合、私か、住みよいまちづくり部会長と思うのですが。

【委員】 何で？

【委員長】 住みよいまちづくり部会長、いかがでしょうか。文字数には余裕がありますでしょうか。

【地域支援係長】 大丈夫です。

【委員長】 住みよいまちづくり部会は差別解消法について随分検討されたということで、部会長いかがでしょうか。

【委員】 期日は？ 18日か。

【地域支援係長】 期日は同じぐらいに出していただければ。

【委員】 ですよ。 いや、持ち帰らせてもらいます。

【委員長】 それではこのニューズレターをツールとして、差別解消法を市民の皆様に伝えていきたいと思えます。原稿は、住みよいまちづくり部会長にお願いできればと思っております。

続きまして、27年度地域自立支援協議会主催研修会について、事務局、お願いします。

【福祉支援係長】 資料3-5をごらんください。平成27年度の地域自立支援協議会の主催という形で、先週、発達障害のセミナーの1回目を行いました。2回目の研修としまして、ちょっと日にちがまだ先なんですけれども、来年の3月30日に一応研修を予定しております。次回の自立支援協議会の全体会が市民公開で行いますので、ちょっと今回、全体会の中でこの研修につきまして審議をしていただければと思ひまして、ご説明申し上げます。

題目としましては「当事者主体の地域づくりについて」という形になりまして、東久留米市の精神保健福祉ケア連絡会の協力のもとに、この協議会の主催という形で、内容としては講演になりますけれども、研修を行いたいと思っております。

この研修を通じて、地域で生活する障害をお持ちの方が主体的に活動できる体制づくりという形で、地域での社会資源の活用を利用した支援者に何ができるか、当事者として何をしていくかということと一緒に考えていただければという機会の講演になります。

日にちなんですけれども、来年3月30日夜6時から一応8時ぐらいまでを予定しております。場所は1回目の研修で使いました市役所1階のプラザホールを予定しております。

対象としましては、市内の障害者施設の職員及びその当事者という形になりますので、その施設を利用している方にもちょっとお声をかけていただいて、当事者の方も対象にしておりますし、そのほか関係機関の職員等にも対象としておりますので、よろしく願いいたします。

プログラムとしましては、一応6時から7時半、これは土屋徹先生をお招きしまして講演をしていただきます。1時間半ぐらい講演をしていただきまして、残りの30分ぐらいで質疑応答という形で、先生に残っていただいて質疑応答の時間をとりたいと思っております。

今回は年度末になりますけれども、日にちはちょっとぎりぎりになるんですけれども、自立支援協議会の主催研修という形でこの場でご審議していただい

て、これが通れば、また正式には事業所のほうに正式に依頼文書をお出ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員長】 2回目の主催研修ですけれども、よろしいでしょうか。今年度は2回とも原案を事務局が決定しましたが、来年度以降はぜひ部会からもご提案いただければと思います。

それでは、最後になります。「障害関連手当見直しについて」、課長、お願いいたします。

【障害福祉課長】 障害関連手当の見直しにつきまして、お話し申し上げます。今度の12月議会のほうに、障害関連の4つに手当について、見直しの議案を提案する予定であります。

詳細についてご説明いたしますと、現在は3つの条例と1つの要綱からなる手当制度でございますが、これを1つの条例、1つの制度として統合してまいるといふことでございます。

大きく変わる点が3つございます。まず3-6の資料をご用意ください。A3の横長でございます。両面に印刷がされておりますが、左のほうに手当の名称が書いてありまして、1番から11番まで書いてございますが、まずちょっと印をつけていただきたいんですが、4番目「心身障害者福祉手当」、6番目「障害者福祉手当」、裏面に行きまして、9番目「障害者住宅手当」、10番目「難病者福祉手当」。先ほど申し上げました4つの手当について、この4つでございます。この4つの手当を一つの手当に統合するというものでございます。

大きく変わる点についてですが、3つございまして、1つが難病者福祉手当の金額が、裏の10のところ。現在5,000円が出ておるものが、4,000円になります。

2つ目ですが、9番目の手当を除いてなんですけれども、これまで本人の所得状況を見ておりましたが、20歳以上に関しては変わらないんですけれども、20歳未満の方においては本人の所得ではなくて、保護者の方の所得を見てまいります。制限なり判断をする基準として、保護者を見てまいります。

この手当の対象者ですが、基本的に20歳以上65歳未満までのうちに障害者手帳、愛の手帳の申請をした方。ですので、20歳未満の方は先ほど来申し上げているように保護者の方の所得を見ますが、今度の手当では65歳未満の方を対象にいたします。

1点だけお話し申し上げたいのは、現在受給中の方におきましては、現在の条件で今後も支給をし続けますので、まずその旨をお話し申し上げたいというところでございます。何しろ現在受給中の方は、繰り返しますが同じ条件で受給ができます。今後、新たに手帳をとられる、もしくは難病の医療券の申請を

される方が、新制度の適用になってまいります。

続きでお話し申し上げますが、施行日でございますが、平成28年8月1日からということを考えております。現在各手当の支給月でございますが、3種類に分かれておるんですけれども、今後は心身障害者福祉手当の支給月と同じように4月、8月、12月の年3回としてまいります。これまでは年に4回であったり、ほかの月であったりということでもわかりづらかったんですけれども、これが4月、8月、12月の年3回になります。

手当の変更については、大まかなところは以上でございます。この手当の見直しについて、12月市議会のほうに提案をいたしまして、平成28年8月1日より新たな制度を施行することを予定しております。繰り返しますが、現在受給中の方におきましては経過措置ということで、同じ条件で支給をしております。

【福祉保健部長】　　ちょっと補足しますが、施行につきましては議会のご議決をいただいてからの話なのでございます。

【委員長】　　残りの時間でご意見等いただければと思います。

【委員】　　はい。

例えば入所施設から地域に戻ってきた人は、新たに申請しようとしてももらえないということなんですかね。

それとあと、知的障害の方に対して、その説明の合理的配慮はしっかりしていただけるんでしょうか。今の説明も、ちょっと他の委員に聞きたいんですけども、わかりましたか。

【委員】　　わかりました。

【委員】　　わかった？　手当がなくなるっていうの。

【委員】　　なくなるのはちょっとつらいけど。

【委員】　　いいの？

【委員】　　それじゃ困るわね。

【委員】　　だよね。で、今までの人は受けられるけど、新しい人たちは受けられませんとおっしゃっているんですが、新しい人たち、若い人たちは今も結構大変な状況にあって、手帳なんかもなかなかとれない状況もある中で、手当も減らされるとなると本当に困ってしまう状況があると思うんですね。そこら辺はやはり何の目的でこれをやるのかというのが、目的のことが話されてなかったもので、しっかりとやはり……。

【委員】　　言ってもらわないと。

【委員】　　伝えていただかないといけないかなと思っています。

【委員長】　　事務局、少しお答えをお願いできますでしょうか。1つは何のた

めにこれをやるのかという目的と、もう一つは、入所施設から戻ってきた方も該当するのかということと、知的障害のある方への説明責任です。よろしくお願ひします。

【障害福祉課長】 目的についてでございますが、障害者等に係る諸手当につきましても、かつて障害者の経済的負担を軽減して在宅生活を支援するためということで創設されたものでございます。しかしながら、平成25年4月1日施行の障害者総合支援法により障害福祉サービスが拡充され、その利用対象者に難病患者らが含まれることとなっております。この結果、難病者の方も障害福祉サービスの利用ができるようになって、少しずつですが充実しておるところでございます。

このように、在宅生活支援のための障害福祉サービスが一定程度広く利用できる状況が整備されてきたことから、障害関係の手当見直しについて検討する自治体が出てきております。そこで市では、日ごろから市民の方々よりご指摘いただいております制度や受給内容の難解さを解消するため、都負担の心身障害者福祉手当、市負担の障害者福祉手当、難病者福祉手当、障害者住宅手当を統合させた手当として、平成28年8月1日に施行してまいる予定ということでございます。

また、手当等による金銭の給付から、障害福祉サービスによる給付という点に重きを置き、現在実施している障害福祉サービスの積極的な提供に努めてまいりたいと考えておるところです。

また、現在各手当の受給中の方には、現在の基準で受給いただけるよう経過措置を設ける考えでございますが、難病者福祉手当は平成27年7月1日より、疾病数が110疾病から306疾病に拡大しましたこと、また障害者総合支援法の考え方を踏まえまして、支給金額を身体障害者手帳3、4級及び愛の手帳4度の方と同額の4,000円とさせていただくというものでございます。

次に、わかりやすく説明できるのかというところでございますけれども、来年度に予定しておりますが、受給者の方々各自にダイレクトメールという形でお知らせの通知を送らせていただきます。その中で説明をさせていただきます、場合によってはもちろん電話等、来庁されての説明も含めてですが、制度についてはご説明をさせていただくということでございます。

最後の施設入所の方が戻ってきた場合ということでございますが、現時点では、現在受給中の方々とはいうところではございますけれども、65歳を過ぎてグループホームに入るということを想定はしていないので、その前に戻ってこられるのであれば、例えば1、2級、1度、2度、3度の方においては心身障害者福祉手当は当然受給できますし、それ以外の方においては市の手当のほ

うが受給できる状況でございます。

以上でございます。

【委員】　ここで何か意見を述べて変えるとか変わるとかって全然思っていないんですけども、一応意見表明だけしておきたいなと思うんですけども、先ほどの説明で、難病の方がほかの障害福祉サービスの中に入ったので、ほかの方と同様な金額で5,000円から4,000円にという説明があったと思うんですけども、自分がこれまでかかわってきた限り、難病の方、僕の場合ですと知的障害に主にかかわってきているので、知的障害軽度かつ難病の方というレアケースが何ケースかあったんですけども、ほかの障害と同等にサービスが受けられるようになるとは到底思えなくて、それを理由に金額が下がるというのは、当事者の方はそれほど多くないかもしれませんが、納得できないだろうなというのを感想的には思います。1つが意見表明でした。何か変わるとかっていうことを期待しているわけではないんですけども。

もう一つが、これは質問なんですけれども、現在受給中の方が同条件で受けられる。ただし経過措置というおっしゃり方をしていたんですが、この経過措置は今後変わる可能性があると考えていいんでしょうか。

【委員長】　経過措置というのは、要するにその方に対しては半永久的な今の権利の状態ということでしょうか。

【障害福祉課長】　おっしゃるとおりでございます。

【委員】　新しい人が今度施設から帰ってきたときに金が出なかったら、じゃあ、その人はどうやって暮らしていくのかということのを僕は思うんですけども、新しい人にもお金をつけてあげたほうがいいと思うんですけど、それをなくすということはどういうことなんですかって僕は思うんですけど。

【障害福祉課長】　新しく市民として来られる方のうち、65歳未満の方であれば、先ほどの繰り返しになりますけれども、手当は新しい人でも受給できる状況でございますので、新しく転入されてきたりという方のことだと思うんですけども、65歳未満の方に関しては新しい制度でも手当としては受給ができる。所得制限とかそういうこれまでと同じ条件のもとで所得制限は当然見てまいりますけれども、受給できるということになるかと思えます。

【委員】　ここに書いていないけど、生活保護だって減らされてるのに、もっと減らすんだったら、本当にこれは生活ができなくなっていくよね。市役所はそのあたりどう考えてるのかな。年金だって減らされてるのにさ、そのほかに生活保護だよ。減らされて、僕たちはやってるけど、それで新しい人が入ったらその人に上げるとか言ってるけど、そういうことをやったりやられたりしたら大変だと思うんです。同じようにくんないと。

【委員長】 65歳までは従来と変わらない制度ということでしょうか。

【障害福祉課長】 そうです。

【委員長】 65歳を越えてしまうと、何もなくなってしまうということでしょうか。

【障害福祉課長】 東京都の心身障害者福祉手当の制度に準拠した形での制度の見直しを行いますので、新規で手帳取得する年齢において、65歳未満というこの線が、受給にかかるラインになってまいります。

【管理係長】 ちょっと補足です。

小田島委員が心配されているようなケースがちょっと2パターンあると思うんですけれども、1つは、例えば、今、64歳の手当を受けていらっしゃるという方がいたとして、その人が65とか70歳になっても、その方は引き続き受けられる制度になっているんですね。新しく申請する人が65を過ぎていると該当にならないというものになっています。

もう一つは、65を過ぎて例えば施設から地域に戻ってこられる方がいた場合はどうなのかということなんですけれども、ちょっと今までの制度でも、そういう方には手当が出ない仕組みになっているんですね。というのも、4の心身障害者福祉手当は、65歳以上の新規の方はもう既に受けられないという制度になっていますし、6の障害者福祉手当については、介護サービスを受けていない方にはお出ししますという制度なんですけれども、基本的に65歳を過ぎてグループホームを新規に申請する、障害のほうでグループホームを出すというのは想定していないので、介護のものがあるとなればそういったものになるんですけれども、その場合介護サービスを利用されているので、今の制度でもちょっとそういう方は手当が受けられない仕組みになっているんですね。なので、そういう意味では今までと変わっていないということになります。

すみません。補足でした。

【委員】 今のご説明ですと、金銭・手当からサービスの提供のほうにシフトしていくのだという考え方だということだったと思いますけれども、まだ収益負担というか1割負担というのは残っているはずなんですね。これがどのように推移していくかというところが未知の中で、知的の分野から言いますと、1級年金、2級年金、市の職員の方々は金額ご存じだと思いますが、グループホームは、2級年金の方では今の現状ですとお入りになれないですよ。東京都の家賃補助とかありますが、それをプラスしても、プラスマイナス持ち出しという状況はご存じですか。

今、委員さんがたまたま同じ質問だと思うんですが、一定の収入の中でどうやって暮らしていくのかというのをイメージされてのこの提案なのかというの

をお尋ねしたいんですけれども。親がいるうちは、親は食べなくても子供のためだったら持ち出しします。でも、親亡き後ってということもしっかりイメージしていかないと、政策とは言えないんじゃないかなと私は考えますが、いかがですか。

年金での暮らし、2級年金の方でも、就労というか一般就労できてそれなりのお給料をもらえるとは限りませんので、4度だと月4,000円ですよ。月6万ちょっと。そうすると、もう生活保護にさせていただけますか。だって生きていかなきゃいけないじゃないですか。生きていかなきゃいけないという言い方はとても失礼な言い方なんですけど、文化的な生活には到底至らないですよ。そういった視点からは考えていただけないでしょうか。

【障害福祉課長】 今、長田委員がおっしゃっている方ですが、4度の方ということで具体的にお話しされたので申し上げますと、今現在手帳をお持ちであるならば、手当はこの後も……。

【委員】 手当の話をしてるのではなく生活の話をしてるんです。

【障害福祉課長】 厳しい状況であるということですね。

【委員】 今、生きていけるかどうかという話をしてるんです。生活していけるか。私がしたかったのは、これ、4,000円だって少ないという話なんです。2級年金1カ月の金額ご存じですよ。

【障害福祉課長】 はい。

【委員】 はい。それで暮らしていけるかっていう想像力はおありですかという話です。

【障害福祉課長】 所得の部分においても厳しい状況であるというのが、ケースワーカーなりからの状況で十分理解はしておるんですけれども、ただ、この制度自体は恐らく東久留米だけではなくて、全国的な問題であると理解をしているところです。その中で、先ほど来申し上げてたように、福祉的なサービスにおける支援のために手当がそもそもできてきた経過があります。

【委員】 全体の暮らしのイメージということでお話ししているんですね。ですから、サービスの提供って、今、課長はおっしゃいましたけれども、それも1割負担というのはまだ残っているわけです。介護保険のほうも1割が2割となってきましたでしょう。ですから、今後の推移というのはわからないわけです。その1割負担がいいか悪いかという議論は別にしておいて、サービスを受けるためには1割でも負担しなければ使えませんでしたら、もうそうしなきゃいけないし、できなかつたらサービスが使えなくなるという話じゃないんですかということの想像もしていますかという話なんです。

【委員】 今もあつたんだけど、やはりほかのところでも足らなくて、今、

裁判を起こしてるところが山ほどあって、これは裁判沙汰にもなるんだよね。市役所が出さないんだったら、裁判にかけて、もう一回見直しをしてほしいなと思うんですけど、どうなんですか、俺らは生活保護で1,000円、1,000円とられてるんだよ。食っていられないよ、これ。で、物価は上がってるし。暮らしていくっていうのは大変。

【委員】 一応今日この場で、多分課長さんが出していただいたっていうところでは、自立支援協議会に承認を得たみたいな感じにされるのはちょっと厳しいかなと思いますので、議事録でも残してはいただきたいんですけども、やはり一応報告は受けたんだけども、結論には至らないということでしたらいただけるとありがたいなと思います。

【委員長】 多くの委員の意見はこの提案に対しては必ずしも是ということではないということだと思います。自立支援協議会としては、必ずしもこの意見に対して賛同することは現段階ではできないということですので今のところはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員長】 それではそういうまとめで今の件は今日の議論を終了いたします。用意した議題は全て終了でございます。最後に事務連絡をお願いします。

以上になります。

次回が今年度最後、今期最後の会となります。前半が従来どおりの委員会で、後半が市民の方も交えた意見交換会になると思います。お休みの日ですので、ご都合つかない委員の方も多と思います。ご自身のスケジュールに合わせてご出席いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、第3回の会をこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —